

母子寡婦福祉資金貸付制度について

- 母子家庭の母や寡婦[※]の経済的自立を支援するため、県が資金（生活費や子どもの学費、事業を開始継続する資金など）を無利子又は低利子で貸し付ける制度です。
- 県内市町村に居住する母子・寡婦世帯を対象とし、各市町村の窓口にて申請を受け付けています（千葉市、船橋市及び柏市内については直接貸付を行う）。
- 貸付に際し、現在の家計の状況や将来の返済計画などについて審査があります。
- 償還された資金は、将来の貸付資金原資として充てられます。

※「母子家庭の母」とは、配偶者のない女子で、20歳未満の児童を扶養している者をいう。

「寡婦」とは、配偶者のない女子で過去に「母子家庭の母」であった者をいう。

なお、子を持ったことのない女子であっても、現に配偶者がなく40歳以上で所得が一定限度以下の者であれば、貸付の対象としている。

母子寡婦福祉資金の種類と主な内容

貸付の種類	対象	限度額 (主なもの)	利子※	償還期間
事業開始資金	新たに事業を開始する際に必要な経費	2,380,000円	年1.5% 又は無利子	貸付1年後から7年以内
事業継続資金	現在行っている事業を継続、拡張するために必要な経費	1,420,000円	年1.5% 又は無利子	貸付6か月後から7年以内
修学資金	扶養する子の就学に必要な経費 (授業料、通学費等)	公立高校の場合 月額18,000円	無利子	公立高校の場合 卒業6か月後から 貸付期間の3倍以内
技能習得資金	母の就職や事業開始のための知識技能習得に必要な経費	月額68,000円	年1.5% 又は無利子	卒業1年後から20年以内
修業資金	扶養する子の就職や事業開始のための知識技能習得に必要な経費	月額68,000円	無利子	卒業1年後から6年以内
就職支度資金	母及び扶養する子の就職に際し必要な経費	100,000円	年1.5% 又は無利子	貸付1年後から6年以内
医療介護資金	医療又は介護を受けるのに必要な経費	医療の場合 340,000円	年1.5% 又は無利子	医療の場合 治療6か月後から5年以内
生活資金	知識技能習得や医療・介護を受けている等の理由により一定期間の生活を維持するのに必要な経費	医療介護中の場合 月額103,000円	年1.5% 又は無利子	医療介護中の場合 治療・介護6か月後から5年以内
住宅資金	住宅の建設、購入、改修等に必要な経費	補修の場合 1,500,000円	年1.5% 又は無利子	補修の場合 貸付6か月後から6年以内
転宅資金	転宅の際必要な経費	260,000円	年1.5% 又は無利子	貸付6か月後から3年以内
就学支度資金	扶養する子の入学に際し必要な経費 (入学金、制服代等)	公立高校の場合 150,000円	無利子	修学資金に同じ
結婚資金	扶養する子の婚姻に際し必要な経費	300,000円	年1.5% 又は無利子	貸付6か月後から5年以内

※利率が「年1.5%又は無利子」の資金は、連帯保証人がいない場合は年1.5%、連帯保証人がいる場合は無利子となる。

母子寡婦福祉資金の手続きの主な流れ

